

保保発 0 5 1 5 第 1 号
保国発 0 5 1 5 第 3 号
保高発 0 5 1 5 第 1 号
平成 2 6 年 5 月 1 5 日

都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部）長 後期高齢者医療主管課（部）長 全国健康保険協会理事長 健康保険組合理事長	}	殿
---	---	---

厚生労働省保険局保険課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省保険局国民健康保険課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省保険局高齢者医療課長
（ 公 印 省 略 ）

被保険者資格の喪失後に受けた療養に係る療養費請求権の消滅時効の起算日について

標記の件について、その取扱いを下記のとおりお示しするので、適正な実施に遺漏なきを期されたい。

記

被保険者が、過去に加入していた保険者（以下「旧保険者」という。）の被保険者資格を喪失した後に、旧保険者の被保険者証を提示して保険医療機関等から療養を受けた場合等は、旧保険者は、当該被保険者に対して保険給付相当の費用の返還を求めるとともに、当該被保険者は、当該療養を受けた時に現に加入している保険者（以下「現保険者」という。）に療養費を請求することができる。

民法（明治 29 年法律第 89 号）第 166 条第 1 項においては、債権の消滅時効は、「権利を行使することができる時から進行する」と規定されているところ、当該被保険者は当該療養を受けた時において現保険者から保険給付を受ける権利を本来有していたことから、この場

合における療養費請求権の消滅時効の起算日は、当該療養を受けた日の翌日とすること。

ただし、被用者保険において事業主が被保険者資格の得喪に関する届出を怠った等により、裁判の判決又は社会保険審査官若しくは社会保険審査会の決定等により遡って現保険者の被保険者資格を取得した場合（例えば、被用者保険の被保険者資格を遡って取得した場合又は喪失したことにより国民健康保険の被保険者資格を遡って取得した場合）は、当該被保険者は当該判決又は決定等により初めて当該被保険者資格を有するに至ったものであり、それ以前は保険給付を受ける権利を行使することが不可能であったことから、この場合における療養費請求権の消滅時効の起算日は、当該判決又は決定等が確定した日の翌日とすること。

なお、民法第 145 条に「時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない」と規定されていることから、全国健康保険協会及び健康保険組合は、保険者の判断で消滅時効による利益を放棄し、療養費請求権の消滅時効の成立後に被保険者に対して療養費を支給することを妨げるものではないこと。一方、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 236 条第 2 項（同法第 292 条の規定により準用する場合を含む。）により、普通地方公共団体及び地方公共団体の組合に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについては、普通地方公共団体及び地方公共団体の組合は消滅時効の利益を放棄することはできないものとされていること。

以上